小川町公式チャンネル（ユーチューブ）運用要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年３月５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　告示第２３号

（趣旨）

第１条　この告示は、小川町（以下「町」とする。）がユーチューブを活用し、町

　に関する情報の迅速かつ積極的な発信をするに当たり、その適切な管理及び運用

　について必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

　ころによる。

　⑴　ユーチューブ　Google LLCの提供する動画共有サービスをいう。

　⑵　公式チャンネル　町が設置・運用するユーチューブチャンネルをいう。

　⑶　アカウント　ユーチューブを設置・運用するために取得した権利をいう。

　⑷　コメント　投稿した動画に対し視聴者が書き込むことができる意見をいう。

　⑸　利用者　公式チャンネルの利用者をいう。

　⑹　なりすまし　他者のふりをして、インターネット上のサービスを利用する行

　　為をいう。

　（運営主体）

第３条　公式チャンネルの運営主体は町とし、運営を管理する責任者（以下「運営

　管理者」という。）は広報広聴を所管する課の長の職にある者をもって充てる。

２　アカウントの管理、動画の投稿は広報広聴を所管する課が行うものとする。

　（運用方法）

第４条　公式チャンネルでは、町に関する町政情報、観光情報、町民のニーズが高

　い情報等に関する動画を発信することとする。

２　公式チャンネルのアカウント名は、和紙のふるさと小川町 town ogawaとする。

３　公式チャンネルに動画を投稿する手順は、以下のとおりとする。

　ア　各課（局）で動画を作成後、所定の場所に保管するとともに、広報広聴を所

　　管する課に小川町公式チャンネル（ユーチューブ）情報発信申請書（様式第１

　　号）を提出する。

　イ　広報広聴を所管する課は、動画内容を確認し、ユーチューブにアップロード

　　する。

　ウ　動画を作成した課（局）の指定する日時に動画を公開する。

　エ　公開した動画については、町ホームページからのリンク設定を行うものとす

　　る。

４　公式チャンネルで公開した動画の被撮影者から非公開とするよう申出があった

　場合は、速やかに公開した動画の削除などの対応に努める。

５　利用者は、公式チャンネルに投稿された動画に対し、コメントを投稿すること

　ができる。ただし、運営管理者は、投稿する動画の内容により、コメントの投稿

　ができないように設定することができる。

６　町は、町以外のアカウント又は公式チャンネルに対するコメントへの返信を行

　わない。ただし、公式チャンネルの運用目的に照らして運営管理者が特に必要が

　あると認める場合は、この限りでない。

７　運営管理者は、投稿されたコメントが次に掲げる事項に該当すると判断した場

　合は、予告なく情報の削除その他必要な措置を講じることができるものとする。

　⑴　法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの

　⑵　公序良俗に反するもの

　⑶　人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

　⑷　町又は第三者を誹謗中傷するもの

　⑸　町又は第三者の肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害するもの

　⑹　政治、宗教活動を目的とするもの

　⑺　広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とするもの

　⑻　虚像や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

　⑼　投稿内容に無関係なもの

　⑽　同一の利用者により繰り返される同一内容又は似通った内容のもの

　⑾　その他、町が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ

　　等へのリンク

８　町は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、アカウント名を町公式ホ

　ームページに明示する。

９　運営管理者は、公式チャンネルの運用に当たり重大な違反が判明した場合又は

　システム上の問題、悪意あるソフトウエアによる乗っ取り等により継続して運用

　することが困難になった場合は、アカウントを停止し、又は削除することができ

　る。

　（情報発信の基本原則）

第５条　情報の発信に当たっては、町職員であることの自覚と責任を持ち、地方公

　務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取り扱いに関する規定を遵

　守するとともに、基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して

　侵害することがないよう十分留意しなければならない。

２　自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、発信

　する情報は正確を期し、その内容について正しく理解されるよう努めなければな

　らない。

３　アカウントの不正利用、業務目的外利用をしてはならない。

４　次に掲げる情報は、発信してはならない。

　⑴　法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの

　⑵　町の機密事項に関するもの

　⑶　町の公式見解ではないもの

　⑷　町又は第三者を誹謗中傷するもの

　⑸　町又は第三者の肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害するもの

　⑹　人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

　⑺　政治、宗教活動を目的とするもの

　⑻　広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

　⑼　公序良俗に反するもの

　⑽　虚像や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

　⑾　その他、町が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等

　　へのリンク

５　運営管理者は、利用者による投稿内容が前項各号に掲げる情報に該当すると判

　断した場合は、予告なく情報の削除その他必要な措置を講じることができるもの

　とする。

　（知的財産権等）

第６条　公式チャンネルに投稿する個々の情報（写真、文章等をいう。以下同じ。）

　に関する知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２

　項に規定する知的財産権をいう。）は、町に帰属する。

２　公式チャンネルに投稿する個々の情報は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）

　第３０条に規定する私的利用のための複製、同法第３２条に規定する引用その他

　同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、無断で利用すること

　はできない。

　（免責事項）

第７条　公式チャンネルを通じて利用者から提供される情報の正確性、完全性、合

　法性等の保証は一切ないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害

　が発生したとしても、町は一切責任を負わないものとする。

２　町は、投稿された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生しても、町の

　故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

３　公式チャンネルはGoogle LLCのシステムにより運用されているため同社のシス

　テム運用状況や同社又は第三者から提供されているソフトウエア等の機能、利用

　方法、技術的な質問等には関与しないものとする。

４　町は、システム障害や保守などにより、利用者への事前予告なくアカウントの

　運用を停止する場合があるものとする。

　（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、運

　営管理者が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行する。